第二の二の3の⑵中「平成二十三年度介護福祉士試験」を「次の表の上欄に掲げる特例インドネシア人介護福祉士候補者の区分に従い、それぞれ同表の中段に掲げる介護福祉士国家試験」に、「平成二十四年度介護福祉士試験」を「同表下段に掲げる介護福祉士国家試験」に改め、同⑵に次の表を加える。

区分		
特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者	介護福祉士国家試験	介護福祉士国家試験
	平成二十三年度介護福祉士試験	平成二十四年度介護福祉士試験
特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者	平成二十四年度介護福祉士試験	平成二十五年度介護福祉士試験

第二の二の4中「⑴」の下に「（同⑵において準用する場合を含む。）」を加える。

第四の一中「平成二十年度」の下に「、平成二十一年度又は平成二十二年度」を加え、「又は平成二十一年度に入国したインドネシア人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者」を削り、「同⑵」の下に「及び同⑶」を加える。

第四の二中「平成二十年度」の下に「又は平成二十一年度」を加え、「第二の二の1の⑴のロ及びハ（同⑵において準用する場合を含む。）」に改める。

第五の一の2の⑵のイの㈢を削り、同イに次のように加える。

㈢　特例インドネシア人第三陣看護師候補者　平成二十六年一月一日

第五の一の2の⑵のロの㈢を削り、同ロに次のように加える。

㈢　特例インドネシア人第三陣看護師候補者　平成二十五年十月一日

第五の一の2の⑶のニの㈢を削り、同ニに次のように加える。

㈢　特例インドネシア人第三陣看護師候補者　平成二十五年度看護師試験

㈣　特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者　平成二十四年度介護福祉士試験

㈤　特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者　平成二十五年度介護福祉士試験

○厚生労働省告示第六十九号

特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十五日　　厚生労働大臣　田村　憲久

題名中「特例フィリピン人看護師候補者」の下に「及び特例フィリピン人介護福祉士候補者」を加える。

第一の一中「平成二十一年度」の下に「及び平成二十二年度」を、「入国した者」の下に「並びに平成二十一年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者」を加え、「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改め、「（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）」の下に「若しくは平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）又は平成二十五年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）」を、「以下同じ。）」の下に「又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）」を加える。

第一の二の1から3まで以外の部分中「1から3」を「1から8」に改め、同1から同3までを削り、同二に次のように加える。

1　特例フィリピン人看護師候補者等　特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。

2　特例フィリピン人看護師候補者　特例フィリピン人第一陣看護師候補者及び特例フィリピン人第二陣看護師候補者をいう。

3　特例フィリピン人介護福祉士候補者　特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者をいう。

4　特例フィリピン人第一陣看護師候補者　平成二十一年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

5　特例フィリピン人第二陣看護師候補者　平成二十二年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

6　特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十一年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

7　特例受入れ機関　その設立している施設において雇用する契約を特例フィリピン人看護師候補者等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。

8　特例受入れ施設　在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の⑴のイ（同⑵において準用する場合を含む。）の活動に従事するため、特例フィリピン人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院及び在留資格の変更の許可に係る第二の二の1の⑴の活動に従事するため、特例フィリピン人介護福祉士候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他介護施設をいう。

第一の三の標題中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改め、同1中「平成二十四年度看護師試験」を「次に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める看護師国家試験」に改め、同1に次のように加える。

⑴　特例フィリピン人第一陣看護師候補者　平成二十四年度看護師試験

⑵　特例フィリピン人第二陣看護師候補者　平成二十五年度看護師試験

第一の三の2中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改め、「平成二十四年度看護師試験」の下に「、平成二十五年度看護師試験又は平成二十五年度介護福祉士試験」を加え、同2を同3とし、同1の次に次のように加える。

2　特例フィリピン人介護福祉士候補者の責務

特例フィリピン人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の取得に精励し、平成二十五年度介護福祉士試験の合格を目指して取り組むものとする。

第二から第四までを次のように改める。

第二　看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労

一　看護師の資格取得を目的とした研修としての就労

1　特例フィリピン人看護師候補者の要件

⑴　特例フィリピン人第一陣看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次のイからハまでに掲げる要件を満たさなければならない。

イ　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「日フィリピン協定」という。）附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例フィリピン人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次の(i)及び(ii)の活動に従事する者であること。

(i)　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十四年度看護師試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における平成二十四年度看護師試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

(ii)　(i)の活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

ロ　第一の三の1の責務にのっとり、3の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

ハ　平成二十三年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十三年度看護師試験の得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。